

海上自衛隊訓令第9号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第32条の規定に基づき、海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令を次のように定める。

昭和37年5月1日

防衛庁長官 藤 枝 泉 介

海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 警務隊の編制（第4条－第13条）

第3章 警務隊の運用等（第14条－第19条）

第4章 雑則（第20条－第22条）

附則

第1章 総 則

（趣旨）

第1条 この訓令は、海上自衛隊警務隊（以下「警務隊」という。）の任務、編制、運用等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「司法警察業務」とは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の規定による司法警察職員としての職務を内容とする業務をいう。

(2) 「保安業務」とは、巡察、先導、警護、交通統制及び所在不明隊員の搜索等犯罪の予防及び規律違反の防止のための業務をいう。

（任務）

第3条 警務隊は、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第96条第1項各号に掲げる犯罪に関する司法警察業務を行い、あわせて部隊及び機関（以下「部隊等」という。）の長の行う保安業務に協力して、これらの業務を行うことを任務とする。

第2章 警務隊の編制

（編制）

第4条 警務隊は、警務隊本部及び地方警務隊をもつて編成する。

2 地方警務隊は、地方警務隊本部及び警務分遣隊をもつて編成する。ただし、警

務分遣隊を編成に加えないことができる。

- 3 警務隊の編成並びにその編成に加わる部隊の所在地及び自衛隊犯罪捜査服務規則（昭和34年防衛庁訓令第72号）第23条に規定する防衛大臣が別に定める担当区域（以下「担当区域」という。）は、別表第1のとおりとする。

（司令）

第5条 警務隊の長は、警務隊司令（以下「司令」という。）とする。

- 2 司令は、警務官である1等海佐をもつて充てる。
3 司令は、防衛大臣の指揮監督を受け、警務隊の隊務を統括する。
4 司令は、警務隊本部の事務を掌理する。

（副長）

第6条 警務隊に副長1人を置く。

- 2 副長は、警務官をもつて充てる。
3 副長は、警務隊の隊務につき司令を助け、司令に事故があるとき、又は司令が欠けたときは、司令の職務を行う。
4 副長は、司令の命を受け、警務隊本部の事務を整理する。

（本部）

第7条 警務隊本部に次の3科を置く。

総務科

企画科

捜査科

（総務科）

第8条 総務科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 公印の保管及び文書に関すること。
(2) 人事に関すること。
(3) 秘密保全に関すること。
(4) 会計及び物品の取扱いに関すること。
(5) 警務隊の事務の総括に関すること。
(6) 他科の所掌に属しないものに関すること。

（企画科）

第8条の2 企画科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 運用計画に関すること。
(2) 教育訓練計画に関すること。
(3) 保安業務に関する調査、研究及び改善に関すること。
(4) 保安業務に関する技術指導に関すること。

（捜査科）

第9条 捜査科においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 犯罪の捜査に関すること。
- (2) 犯罪の予防に関すること。
- (3) 犯罪の記録及び統計に関すること。
- (4) 刑事情報に関すること。
- (5) 犯罪鑑識に関すること。
- (6) 司法警察業務に関する調査、研究及び改善に関すること。
- (7) 司法警察業務に関する技術指導に関すること。

(科長)

第10条 科に科長を置く。

- 2 科長は、司令の命を受け、科務を掌理する。

(地方警務隊長)

第11条 地方警務隊の長は、地方警務隊長とする。

- 2 地方警務隊長は、司令の指揮監督を受け、地方警務隊の隊務を統括する。
- 3 地方警務隊長は、地方警務隊本部の事務を掌理する。

(警務分遣隊長)

第12条 警務分遣隊の長は、警務分遣隊長（以下「分遣隊長」という。）とする。

- 2 分遣隊長は、地方警務隊長の指揮監督を受け、分遣隊の隊務を統括する。

(警務連絡班)

第13条 地方警務隊長は、海上幕僚長の定めるところにより、地方警務隊の業務を分担させるため所要の地区に警務連絡班を置くことができる。

第3章 警務隊の運用等

(司法警察業務の実施)

第14条 警務隊の所属する警務官及び警務官補（以下「警務官等」という。）は、それぞれの指揮系統に従い自衛隊犯罪捜査服務規則の定めるところにより司法警察業務を行うものとする。

(保安業務の実施)

第15条 別表第2各項に掲げる地方警務隊長及び分遣隊長（以下「隊長」という。）は、司法警察業務に支障のない限り、それぞれの担当区域内に所在する部隊等に関する保安業務の実施について、同表各項の表各号に掲げる部隊等の長の指揮を受けるものとする。

(警務官等の随伴勤務)

第16条 部隊等の長は、演習、訓練等のため、警務官等を当該部隊等に随伴させて勤務させる必要があると認めるときは、次条に定める場合を除き、もよりの隊長に対して、警務官等の随伴勤務を求めることができる。

- 2 前項の要求を受けた隊長は、司法警察業務に支障のない限り、これに応ずるも

のとする。この場合、隊長はあらかじめ司令の承認を受けなければならない。

第17条 練習艦隊その他の部隊等が、遠洋航海その他により、国外において行動するとき、警務官等を当該部隊等に随伴させて勤務させるものとする。

2 前項の勤務を命ぜられた警務官等の勤務要領は、防衛大臣の承認を得て海上幕僚長が定める。

(警務監査)

第18条 海上幕僚長は、警務隊の司法警察業務の遂行の適否を検討し、その適正化及び能率化をはかるため、警務監査を実施しなければならない。

2 海上幕僚長は、年度ごとに警務監査計画を作成し、防衛大臣の承認を得るとともに、警務監査の結果を防衛大臣に報告しなければならない。

(警務隊に対する業務支援)

第19条 司令及び隊長は、それぞれ警務隊の管理及び訓練に関し、必要な支援を、その所在地の部隊等の長に求めることができる。

2 前項の規定による支援を求められた部隊等の長は、当該部隊等の業務の遂行に支障のない限り必要な支援を行わなければならない。

第4章 雑 則

(警務隊以外の部隊等に所属する警務官等の権限行使の制限)

第20条 警務隊以外の部隊等（海上幕僚監部を含む。）に所属する警務官等は、防衛大臣が特に命じた場合を除いては司法警察業務を行わないものとする。

(出動時等における警務隊の運用)

第21条 自衛隊法第76条の規定による防衛出動、第78条若しくは第81条の規定による治安出動、第81条の2の規定による警護出動又は第82条の規定による海上における警備行動の場合における警務隊の運用については、この訓令に定めるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(委任規定)

第22条 この訓令の実施に関し、必要な細部事項は、海上幕僚長が定める。

附 則 (抄)

1 この訓令は、昭和37年5月1日から施行する。

2 海上自衛隊における警務業務の運営に関する長官指示（昭和30年長官指示第6号）は、廃止する。

附 則（昭和38年3月28日海上自衛隊訓令第9号海上自衛隊東京業務隊の編制に関する訓令附則第4項）(抄)

1 この訓令は、昭和38年3月31日から施行する。

附 則（昭和38年8月1日海上自衛隊訓令第12号）

1 この訓令は、昭和38年8月1日から施行する。

2 この訓令施行の日の前日において、岩国警務分遣隊に補職されている隊員は、別に辞令を発せられない限り、この訓令施行の日をもつて宇都宮警務分遣隊の相当の職に補職され、又は勤務を命ぜられたものとする。

附 則（昭和40年3月20日海上自衛隊訓令第8号）

この訓令は、昭和40年3月25日から施行する。

附 則（昭和42年1月27日海上自衛隊訓令第1号海上自衛隊の編成等に関する訓令附則第3項）（抄）

1 この訓令は、昭和42年2月1日から施行する。

附 則（昭和43年3月14日海上自衛隊訓令第3号基地隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第8条）

この訓令は、昭和43年3月16日から施行する。ただし、（中略）第8条及び第9条の規定は同月30日（中略）から施行する。

附 則（昭和44年3月7日海上自衛隊訓令第2号）

この訓令は、昭和44年3月15日から施行する。

附 則（昭和47年12月20日海上自衛隊訓令第38号）

この訓令は、昭和47年12月21日から施行する。

附 則（昭和48年2月19日海上自衛隊訓令第9号）

この訓令は、昭和48年3月1日から施行する。

附 則（昭和48年10月12日海上自衛隊訓令第47号）

この訓令は、昭和48年10月16日から施行する。

附 則（昭和48年12月23日海上自衛隊訓令第70号）

この訓令は、昭和48年12月25日から施行する。

附 則（昭和49年2月6日海上自衛隊訓令第3号）

この訓令は、昭和49年2月16日から施行する。

附 則（昭和50年9月26日海上自衛隊訓令第23号海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令等の一部を改正する訓令第1条）（抄）

この訓令は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年5月10日海上自衛隊訓令第13号海上幕僚監部の内部組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第4条）

この訓令は、昭和51年5月11日から施行する。

附 則（昭和53年6月28日海上自衛隊訓令第15号海上訓練指導隊の編制に関する訓令等の一部を改正する訓令第4条）（抄）

1 この訓令は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則（昭和54年2月15日海上自衛隊訓令第4号）

この訓令は、昭和54年2月16日から施行する。

附 則（昭和56年3月24日海上自衛隊訓令第19号）

この訓令は、昭和56年3月27日から施行する。

附 則（昭和56年7月10日海上自衛隊訓令第36号）

この訓令は、昭和56年7月15日から施行する。

附 則（昭和59年4月11日海上自衛隊訓令第13号）

この訓令は、昭和59年4月11日から施行する。

附 則（昭和62年3月20日海上自衛隊訓令第5号）

この訓令は、昭和62年3月24日から施行する。

附 則（昭和62年11月27日海上自衛隊訓令第47号）

この訓令は、昭和62年12月1日から施行する。

附 則（昭和63年4月8日海上自衛隊訓令第17号）

この訓令は、昭和63年4月8日から施行する。

附 則（平成3年11月26日海上自衛隊訓令第24号航空基地隊の編制に関する訓令及び海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令の一部を改正する訓令第2条）

この訓令は、平成3年12月6日から施行する。

附 則（平成4年4月10日海上自衛隊訓令第19号航空基地隊の編制に関する訓令の一部を改正する訓令附則第4項）（抄）

1 この訓令は、平成4年4月10日から施行する。

附 則（平成7年3月24日海上自衛隊訓令第11号）

この訓令は、平成7年3月24日から施行する。

附 則（平成10年12月2日防衛庁訓令第46号防衛庁設置法等の一部を改正する法律等の施行に伴う関係訓令の整理等に関する訓令第23条）

この訓令は、平成10年12月8日から施行する。

附 則（平成13年11月2日防衛庁訓令第76号）（抄）

この訓令は、平成13年11月2日から施行する。

附 則（平成15年4月18日海上自衛隊訓令第27号）

この訓令は、平成15年4月21日から施行する。

附 則（平成16年9月28日海上自衛隊訓令第43号海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令等の一部を改正する訓令第1条）（抄）

この訓令は、平成16年11月1日から施行する。

附 則（平成16年12月21日海上自衛隊訓令第52号）

この訓令中、第1条の規定は平成17年1月1日から、第2条の規定は同年2月13日から施行する。

附 則（平成17年2月4日海上自衛隊訓令第2号海上自衛隊警務隊の編制及び運用に関する訓令等の一部を改正する訓令第1条）（抄）

この訓令は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日海上自衛隊訓令第15号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年9月6日海上自衛隊訓令第26号）

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 別表第1佐世保地方警務隊の項の改正規定 平成17年10月11日

(2) 別表第1横須賀地方警務隊の項の改正規定 平成17年12月5日

附 則（平成18年2月27日海上自衛隊訓令第2号）

この訓令は、平成18年2月27日から施行する。ただし、第2条中別表第1大湊地方警務隊の項の改正規定は平成18年3月1日から、同表横須賀地方警務隊の項の改正規定は同月20日から、同表佐世保地方警務隊の項の改正規定は同月31日から施行する。

附 則（平成19年1月5日防衛庁訓令第1号防衛庁の省移行に伴う関係訓令の整備に関する訓令第80条）（抄）

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成20年2月14日海上自衛隊訓令第2号）

この訓令は、平成20年3月21日から施行する。

附 則（平成20年3月25日防衛省訓令第12号防衛省職員の健康管理に関する訓令等の一部を改正する訓令第73条）（抄）

1 この訓令は、平成20年3月26日から施行する。

附 則（平成22年3月31日防衛省訓令第13号防衛省所管国有財産（施設）の取扱いに関する訓令等の一部を改正する訓令第4条）

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月28日防衛省訓令第8号統合幕僚学校の内部組織に関する訓令等の一部を改正する訓令第5条）

この訓令は、平成23年3月28日から施行する。

附 則（令和4年2月28日防衛省訓令第4号防衛省職員給与施行規則等の一部を改正する訓令第4条）

この訓令は、令和4年3月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

編 成		所 在 地	担 当 区 域
海上自衛隊警務隊本部		東京都新宿区	
横須賀地方警務隊	横須賀地方警務隊本部	横須賀市	宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（小笠原支庁管内に限る。）、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
	東京警務分遣隊	東京都新宿区	東京都（小笠原支庁管内を除く。）
呉地方警務隊		呉市	岡山県、広島県、山口県（山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡に限る。）、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
佐世保地方警務隊	佐世保地方警務隊本部	佐世保市	山口県（山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、柳井市、周南市、大島郡、玖珂郡及び熊毛郡を除く。）、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県
	那覇警務分遣隊	那覇市	沖縄県
舞鶴地方警務隊		舞鶴市	新潟県、富山県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県
大湊地方警務隊		むつ市	北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県

別表第 2 (第 15 条関係)

1 横須賀地方警務隊長

保安業務に関する指揮官	備 考
(1) 横須賀地方総監	次号から第 6 号までに掲げる指揮官の所在する部隊等に関する保安業務を除く。
(2) 第 4 航空群司令	当該指揮官の所在する部隊等に関する保安業務に限る。
(3) 硫黄島航空基地隊司令	
(4) 第 2 1 航空群司令	
(5) 下総教育航空群司令	
(6) 海上自衛隊航空補給処長	

2 東京警務分遣隊長

保安業務に関する指揮官	備 考
(1) 海上幕僚長	次号に掲げる指揮官の所在する部隊等に関する保安業務を除く。
(2) 海上自衛隊補給本部長	当該指揮官の所在する部隊等に関する保安業務に限る。

3 呉地方警務隊長

保安業務に関する指揮官	備 考
(1) 呉地方総監	次号から第 5 号までに掲げる指揮官の所在する部隊等に関する保安業務を除く。
(2) 第 2 4 航空隊司令	当該指揮官の所在する部隊等に関する保安業務に限る。
(3) 第 3 1 航空群司令	
(4) 徳島教育航空群司令	
(5) 海上自衛隊第 1 術科学学校長	

4 佐世保地方警務隊長

保安業務に関する指揮官	備 考

(1) 佐世保地方総監	次号から第5号までに掲げる指揮官の所在する部隊等に関する保安業務を除く。
(2) 下関基地隊司令	当該指揮官の所在する部隊等に関する保安業務に限る。
(3) 第1航空群司令	
(4) 第22航空群司令	
(5) 小月教育航空群司令	

5 那覇警務分遣隊長

保安業務に関する指揮官	備 考
(1) 第5航空群司令	次号に掲げる指揮官の所在する部隊等に関する保安業務を除く。
(2) 沖縄基地隊司令	当該指揮官の所在する部隊等に関する保安業務に限る。

6 舞鶴地方警務隊長

保安業務に関する指揮官	備 考
(1) 舞鶴地方総監	次号に掲げる指揮官の所在する部隊等に関する保安業務を除く。
(2) 阪神基地隊司令	当該指揮官の所在する部隊等に関する保安業務に限る。

7 大湊地方警務隊長

保安業務に関する指揮官	備 考
(1) 大湊地方総監	次号及び第3号に掲げる指揮官の所在する部隊等に関する保安業務を除く。
(2) 函館基地隊司令	当該指揮官の所在する部隊等に関する保安業務に限る。
(3) 第2航空群司令	